

第2期酒田市教育委員会における障がい者活躍推進計画

機関名	酒田市教育委員会	
任命権者	酒田市教育委員会	
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間） ※必要に応じて見直すこととする。	
障がい者雇用に関する課題	<p>酒田市教育委員会においては、障がい者雇用率の算定に際して、平成26年度より市長部局と合算する特例認定を受けている。令和8年3月時点での教育委員会の障がい者雇用率は、法定雇用率を下回っており、更には法改正により改められた法定雇用率の経過措置期間が終了し、令和8年7月より2.8%から3.0%に引き上げとなる。</p> <p>今後は、これまで以上に市長部局等と連携し、積極的な新規採用及び障がいのある職員の定着が重要となる。</p>	
目標		
①	採用に関する目標	毎年6月1日時点における障がい者雇用率を法定雇用率以上とする。数値は、毎年の任免状況通報により把握する。
②	定着に関する目標	今後、市長部局等と連携し、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容		
①	障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市長部局等と連携し、関係法令に基づき検討を行っていく。 ○障がい者雇用推進者として、教育総務課長を選任する。 ○令和8年度より障がい支援相談員を配置し、安心して働けるような環境整備や相談体制を構築する。
②	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、市長部局等と連携しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○障がいの特性に合わせて業務を割振り、個々の能力や意欲を發揮できるような支援を進め、様々な任用形態についても検討し雇用拡大に努めていく。
③	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価における面談等を活用し、必要な配慮等を把握する。 ○必要な配慮等の措置を講ずるに当たっては、市長部局等と連携し、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない程度で適切に実施する。